

香川県報



号外 2

平成 17 年

3月30日(水曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

人事委員会規則

- 香川県人事委員会会議規則の一部を改正する規則 一
- 人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則 二
- 香川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 三
- 人事記録に関する規則等の一部を改正する規則 三
- 職員給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則 四
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 四
- 給料の特別調整額表に関する規則の一部を改正する規則 四
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の職員及び日を定める規則 五
- 通勤手当に関する規則及び職員の給与に関する条例附則第三項及び第四項の規定による通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 六
- 農林漁業改良普及手当に関する規則の一部を改正する規則 一三
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 一四
- 災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則 一六
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 一六
- 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則 一六

人事委員会告示

- 平成十二年香川県人事委員会告示第三号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正
- 給料表別、級別職務分類表（昭和六十年香川県人事委員会告示第三号）の一部改正

人事委員会規則

香川県人事委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第四号

香川県人事委員会会議規則の一部を改正する規則

香川県人事委員会会議規則（昭和二十六年香川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「趣旨」を付し、同条中「規則は」を「規則は、」に、「以下」を「。以下」に、「第十一条第四項」を「第八条第五項及び第十一条第五項」に、「基き」を「基づき、」に、「規定することを目的」を「定めるもの」に改める。

第二条を次のように改める。

（会議の招集）

第一条 人事委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めるとき、又は委員から請求があつたときに委員長が招集する。

2 前項の規定による会議の招集は、会議の開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を、あらかじめ、委員に通知して行う。

第三条及び第四条を削る。

第五条に見出しとして「（会議の公開）」を付し、同条中「会議は」を「会議は、」に改め、同条を第三条とする。

第六条に見出しとして「（幹事）」を付し、同条中「幹事」を「幹事」に改め、同条を第四条とする。

第七条に見出しとして「（議事日程）」を付し、同条中「幹事」を「幹事」に、「うけて」を「受けて」に改め、同条を第五条とする。

第八条に見出しとして「（議事録）」を付し、同条第一項中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に、「幹事」を「幹事」に改め、同条第二項中「人事委員会」を「当該会議の出席委員全員」に改め、同条を第六条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (公開口頭審理等の傍聴に関する規則の一部改正)
- 2 公開口頭審理等の傍聴に関する規則(昭和四十五年香川県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。
第一条中「第五条」を「第三条」に改める。

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第五号

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則(昭和五十五年香川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中「第八条第三項」を「第八条第三項から第五項まで」に改める。
- 第二条第二号を削り、同条第三号中「勤務条件」の下に「研修及び勤務成績の評定」を加え、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び知事に勧告すること。

- 第二条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十二号中「又は」を「若しくは」に改め、「機関」の下に「又は特定地方独立行政法人」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、第二十一号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律(平成十四年法律第四

十八号)第三条第三項、第七条第三項又は第八条第三項に規定する承認をすること。

- 第二条第二十四号中「第十八条」を「第十八条第三項ただし書」に改め、同条第三十一号を同条第三十二号とし、同条第三十号中「香川県個人情報保護条例(平成十一年香川県条例第一号)」を「香川県個人情報保護条例(平成十六年香川県条例第五十七号)」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条中第二十九号を第三十号とし、第二十六号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年香川県条例第六十一号)第四条第三項に規定する承認をすること。

第二条に次の二号を加える。

三十三 香川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年香川県条例第一号)第三条第一項の規定により報告すること。

三十四 職員からの苦情相談に関する規則(平成十七年香川県人事委員会規則第三号)以下この号において「規則」という。)に規定する次の事務

(1) 規則第三条の規定により職員相談員を指名すること。

(2) 規則第四条第二項の規定により事案の処理を打ち切ること。

第三条中「前条」を「第二条」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(委任の特例)

第三条 事務局長は、前条の規定により委任された事務の処理に関し、人事委員会又は事務局長が特に重要又は異例と認めるものについては、人事委員会の指示を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第六号

香川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

香川県個人情報保護条例施行規則（平成十一年香川県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「香川県個人情報保護条例（平成十一年香川県条例第一号）」を「香川県個人情報保護条例（平成十六年香川県条例第五十七号）」に、「香川県個人情報保護条例施行規則（平成十一年香川県規則第五十二号）」を「香川県個人情報保護条例施行規則（平成十七年香川県規則第十四号）」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事記録に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第七号

人事記録に関する規則等の一部を改正する規則

（人事記録に関する規則の一部改正）

第一条 人事記録に関する規則（昭和二十七年香川県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第一項第一号及び同条第四項」を「第八条第一項第一号及び第五項」に改める。

（人事統計報告に関する規則の一部改正）

第二条 人事統計報告に関する規則（昭和二十七年香川県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第八条第一項第一号及び同条第四項」を「第八条第一項第一号及び第五項」に、「基き」を「基づき」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

（職員団体の登録等に関する規則の一部改正）

第三条 職員団体の登録等に関する規則（昭和四十一年香川県人事委員会規則第十八号）

の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

（香川県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正）

第四条 香川県人事委員会事務局の組織等に関する規則（昭和四十七年香川県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「及び」を「、研修及び勤務成績の評定並びに」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 職員の苦情相談に関すること。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第八号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十七年香川県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四節を削る。

第四節の二中第二十条を第十八条とし、同節を第四節とする。

第四節の三を削る。

第五節中第二十条の十一を第十九条とする。

「第五節の二 農林漁業改良普及手当の支給」を「第五節の二 農林漁業普及指導手当の支給」に改める。

第二十条の十二中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改め、第五節の二中同条を第二十条とする。

附則

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

2 職員給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年香川県条例第九号)附則第二項の規定によりその額がなお従前の例によることとされた通勤手当及び平成十七年三月の分の通勤手当のうち、改正前の第二十条の四第二項(改正前の第二十条の七第一項において読み替えて準用する場合を含む。)(又は第四項(改正前の第二十条の七第二項において準用する場合を含む。)(の規定により同年四月の職員の給料等の支給に関する規則第七條に規定する給料の支給定日に支給されることとされていた通勤手当の支給方法については、なお従前の例による。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第九号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年香川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中第四号を第五号とし、同条第三号中「医師」の下に「及び歯科医師」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 総務部に勤務し、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十三条第一項に規定する産業医の業務に従事する医師

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第三条第三号の規定は、平成十六年四月一日から、改正後の第三条第四号の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

給料の特別調整額表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十号

給料の特別調整額表に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額表に関する規則(昭和二十八年香川県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中 「局長」を「局長(出納局長を除く。)(」に、「副出納長」を「出納局長」に、「小豆総合事務所長」を 「小豆総合事務所長」に、「大阪事務所長」を 「大阪事務所長」に、「坂出土木事務所長」を「中讃土木事務所長」に改め、

「消費生活センター所長」を削り、「農業試験場長」を 「農業改良普及センター文書館長」に、「川部みどり園長」を 「川部みどり園長」に改め、

百分の六

を削り、同表教育委員会の事務部局の項中「教育次長（人事委員

会の認めるものに限る。）を「教育次長（人事委員会の認めるものに限る。）に、」

政策調整監

主幹」を「政策主幹」に改め、「教育センター総務課長」、「高松西高等学校事務部長」

「三木高等

高松東高

高松西高

高松桜井

及び「観音寺第一高等学校事務部長」を削り、「高松東高等学校事務部長」を

学校事務部長

等学校事務部長

等学校事務部長

高等学校事務部長

部長」を「高瀬高等学校事務部長

観音寺第一高等学校事務部長」

に改め、「高松養護学校事務部長」を削り、同

「さめき警察署副署

高松北警察署副署

高松南警察署副署

坂出警察署副署長

丸亀警察署副署長

観音寺警察署副署

表警察の事務部局の項中「警衛警備対策室長

広報官

を削り、「副署長」を

長

長

長

に改める。

長

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の職員及び日を定める規則を

ここに公布する。

平成十七年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第十一号

則

1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第九号。以下「改正条例」という。）附則第二項の人事委員会規則で定める職員は、改正条例の施行の日（以下「基準日」という。）の前日において、通勤のため交通機関（通勤手当に関する規則及び職員の給与に関する条例附則第三項及び第四項の規定による通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（平成十七年香川県人事委員会規則第十二号）第一条の規定による改正前の通勤手当に関する規則（昭和三十三年香川県人事委員会規則第四号）第九条第一項第一号に規定する区間に係る交通機関に限る。）を利用し、当該利用に係る運賃を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）又は通勤用定期乗船券（これに準ずるものを含む。）（当該通勤用定期乗車券又は通勤用定期乗船券の通用期間が一箇月を超え、かつ、当該通用期間の満了日が基準日以後であるもの（当該通用期間が六箇月のものにあつては、当該通用期間の開始日が平成十七年三月二日以後であるものを除く。）に限る。）により負担することを基準日の前日までに通勤手当に関する規則第三条第一項の規定により届け出ていた職員であつて、基準日以後も引き続き通勤のため当該交通機関を利用し、かつ、当該通勤用定期乗車券又は通勤用定期乗船券によりその利用に係る運賃を負担することとなるものとする。

2 改正条例附則第二項の人事委員会規則で定める日は、前項に規定する通勤用定期乗車券又は通勤用定期乗船券の通用期間の満了日（同日前に当該職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、当該職員が職員の給与に関する条例（昭和二十六年香川県条例第五号）第十条第一項第一号又は第三号の職員た

る要件を欠くに至つた場合においてはその事実の生じた日、当該職員に当該通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合においてはその事実の生じた日(これらの日が月の初日であるときは、その日の前日)とする。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

通勤手当に関する規則及び職員との給与に関する条例附則第三項及び第四項の規定による通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田 安 紀 彦

香川県人事委員会規則第十二号

通勤手当に関する規則及び職員との給与に関する条例附則第三項及び第四項の規定による通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第一条 通勤手当に関する規則(昭和三十三年香川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「第十六条第一号ロにおいて同じ。」を削り、「一日」を「初日」に、「の間」を「の期間」に、「通勤手当に係る計算期間(職員の給料等の支給に関する規則(昭和二十七年香川県人事委員会規則第四号)第二十条の三に規定する計算期間をいう。第十六条第一号において同じ。)」を「当該特別急行列車等の利用に係る通勤手当に係る条例第十條第三項第一号に規定する支給単位期間」に改め、同条第二項中、「一日」を「初日」に、「間」を「期間」に改める。

第五条第二項及び第三項中、「月額」を「額」に改める。

第七条の前の見出しを、「(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)」に改め、同条中「条例第十條第二項第一号に規定する運賃等相当額の算出」を「普通交通機関等(特別急行列車等以外の交通機関等をいう。以下同じ。)(に係る通勤手当の額)」による運賃等の額による「を」により算出する「に改める。

第八条の次に次の見出し及び二条を加える。

(普通交通機関等に係る通勤手当に係る支給単位期間)

第八条の二 条例第十條第二項第一号に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該普通交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間
- 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等及び人事委員会の定める普通交通機関等 一箇月

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の二第一項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合には、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間(条例第十條第二項第一号に規定する支給単位期間をいう。次条、第九條第一項第一号、第十條第二号、第十六條の二第一項第一号、第十七條の二第一項及び第十八條において同じ。)(を定めることができる。

第八条の三 普通交通機関等に係る通勤手当に係る支給単位期間は、第十七條第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

第九條に見出しとして、「(運賃等相当額)」を付し、同条第一項を次のように改める。
条例第十條第二項第一号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)(は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、

当該各号に定める額とする。

一 第八条の二第一項第一号に掲げる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

三 第八条の二第一項第二号の人事委員会の定める普通交通機関等 人事委員会の定める額

第九条第二項中「前条ただし書」を「第八条ただし書」に、「の交通機関等を」を「において」に、「区間」を「普通交通機関等」に、「による」を「に定める」に改め、「の総額」を削る。

第十条中「月額」を「額」に改め、同条第一号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に、「条例第十条第二項第二号に掲げる額の合計額」を「同条第二項第二号に定める額」に改め、同条第二号中「運賃等相当額」の下に「を支給単位期間の月数で除して得た額(二以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。次号において「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。)(」を加え、「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第三号中「運賃等相当額」を「一箇月当たりの運賃等相当額等」に、「掲げる額」を「定める額」に、「条例第十条第二項第二号」を「同項第二号」に改める。

第十五条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(特別急行列車等に係る通勤手当の算出の基準)

第十五条 特別急行列車等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第十五条の次に次の一条を加える。

(条例第十条第三項第一号及び第二号に掲げる通勤手当に係る支給単位期間)

第十五条の二 条例第十条第三項第一号に規定する人事委員会規則で定める期間は、第

三条第二項又は第三項の規定による届出に係る定期券の通用期間(当該届出がされた日以後の期間に限る。)(当該定期券の通用期間が六箇月を超えるときは、人事委員会が別に定める期間)とする。

2 前項に定める期間の中途において地方公務員法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすることその他人事委員会の定める事由が生ずることが前項に定める期間の初日において明らかである場合には、条例第十条第三項第一号に規定する人事委員会規則で定める期間は、前項の規定にかかわらず、同項に定める期間のうち当該事由が生ずることとなる日の前日までの期間とする。

3 前二項に定める期間の中途において、条例第十条第三項第一号に掲げる通勤手当の支給を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至つたことにより当該通勤手当の支給額が改定されることとなつたときの当該通勤手当に係る支給単位期間(同号に規定する支給単位期間をいう。次項、次条第一項第一号、第十六条の二第一項第三号並びに第十七条の二第三項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロにおいて同じ。)は、その事実の生じた日の前日に終了する。

4 条例第十条第三項第二号に規定する人事委員会規則で定める期間は、月の初日から末日までの期間(特別急行列車等(高速自動車国道等を除く。)(の利用に係る通勤手当にあつては、同項第一号に掲げる通勤手当に係る支給単位期間と重複する期間を除く。)(とする。

第十六条を次のように改める。

(特別料金等の額の二分の一に相当する額)

第十六条 条例第十条第三項第一号に規定する特別料金等の額の二分の一に相当する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の二分の一に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

一 支給単位期間が第三条第二項又は第三項の規定による届出に係る定期券の通用期間である場合 当該定期券の価額(特別料金等の額に相当する額に限る。)(

二 前号に掲げる場合以外の場合 前号の規定に準じて人事委員会の定めるところにより得られた額

2 条例第十条第三項第一号に規定する支給単位期間の月数は、第三条第二項又は第三

項の規定による届出に係る定期券の通用期間の月数(前項第二号に掲げる場合にあつては、人事委員会が別に定める月数)とする。

3 条例第十條第三項第二号に規定する特別料金等の額の二分の一に相当する額は、支給単位期間(同号に規定する支給単位期間をいう。次条第一項第四号において同じ。)における当該特別急行列車等の利用回数をその利用区間に係る利用一回当たりの特別料金等の額に乗じて得た額の二分の一に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

4 条例第十條第三項第二号に規定する人事委員会規則で定める額は、二万円(支給単位期間(同号に規定する支給単位期間をいう。))に係る月の初日から末日までの期間のうち同項第一号に掲げる通勤手当に係る支給単位期間(同号に規定する支給単位期間をいう。))と重複する期間があるときは、二万円から当該同項第一号に掲げる通勤手当の額のうち当該重複する期間に係る通勤手当の額として人事委員会が別に定める額を差し引いた額)とする。

第十六條の次に次の一条を加える。
(支給日等)

第十六條の二 通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じて当該各号に定める月の職員の給料等の支給に関する規則(昭和二十七年香川県人事委員会規則第四号以下「支給規則」という。)(第七條に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。))に支給する。ただし、支給日までに第三條の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

- 一 普通交通機関等に係る通勤手当 支給単位期間に係る最初の月
- 二 自動車等に係る通勤手当 当該通勤手当が支給されることとなる月
- 三 条例第十條第三項第一号に掲げる通勤手当 支給単位期間の初日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その月)
- 四 条例第十條第三項第二号に掲げる通勤手当 支給単位期間の初日が属する月の翌月

2 通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその

際支給する。

3 職員が支給単位期間(普通交通機関等に係る通勤手当にあつては条例第十條第二項第一号に規定する支給単位期間、自動車等に係る通勤手当にあつては第一項第二号に定める月、条例第十條第三項第一号に掲げる通勤手当にあつては同号に規定する支給単位期間、同項第二号に掲げる通勤手当にあつては同号に規定する支給単位期間をいう。)(の中途中においてその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合の通勤手当は、当該支給単位期間の初日(条例第十條第三項第二号に掲げる通勤手当にあつては、当該通勤手当に係る特別急行列車等を利用した日)に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

第十七條第一項中「特別料金等の二分の一相当額に係る」を「条例第十條第三項第一号及び第二号に掲げる」に改め、同条第二項中「月額」を「額」に改め、同条第三項中「特別料金等の二分の一相当額に係る」を「条例第十條第三項第一号及び第二号に掲げる」に改め、同条第四項中「特別料金等の二分の一相当額に係る」を「条例第十條第三項第一号及び第二号に掲げる」に、「月額」を「額」に改め、「の属する月」を削る。
第十七條の次に次の見出し及び二條を加える。

(返納)

第十七條の二 普通交通機関等に係る通勤手当(一箇月の支給単位期間に係るものを除く。)(又は条例第十條第三項第一号に掲げる通勤手当を支給される職員につき、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合には、当該職員に、次項及び第三項に定める額を返納させるものとする。

- 一 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第十條第一項の職員たる要件を欠くに至つた場合
- 二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合
- 三 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなる場合

2 前項の規定により職員に普通交通機関等に係る通勤手当について返納させる額は、

前項第二号に掲げる事由が生じた場合に於つては当該事由に係る普通交通機関等、同項第一号又は第三号に掲げる事由が生じた場合に於つてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月の末日にしたものとして得られる額とする。

3 第一項の規定により職員に条例第十条第三項第一号に掲げる通勤手当について返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 第一項第一号及び第二号に掲げる場合 次に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 条例第十条第三項第一号に掲げる通勤手当（その支給単位期間が第三条第二項又は第三項の規定による届出に係る定期券の通用期間であるものに限る。ロにおいて同じ。）（当該定期券の価額（特別料金等の額に相当する額に限る。）を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額の二分の一に相当する額が二万円以下であつた場合に限る。） 当該定期券の特別料金等の払戻しを、第一項第一号又は第二号に掲げる事由が生じた日の前日にしたものとして得られる額の二分の一に相当する額（ロにおいて「払戻金二分の一相当額」という。）

ロ 条例第十条第三項第一号に掲げる通勤手当（イに掲げる通勤手当を除く。） 支給を受けた通勤手当の額から、支給単位期間を当該通勤手当の支給単位期間の初日から第一項第一号若しくは第二号に掲げる事由が生じた日の前日までの期間とした場合の通勤手当の額を差し引いた額又は払戻金二分の一相当額のいずれが低い額

ハ 条例第十条第三項第一号に掲げる通勤手当（イ及びロに掲げる通勤手当を除く。）イ又はロの規定に準じて人事委員会の定めるところにより得られた額

二 第一項第三号に掲げる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 月の初日から末日までが支給単位期間に該当する場合（人事委員会が別に定める場合を除く。ロにおいて同じ。）（ロに掲げる場合を除く。） 第三条第二項又は第三項の規定による届出に係る定期券の価額（特別料金等の額に相当する額

に限る。）を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超えるときは、二万円）

ロ 月の初日から末日までが支給単位期間に該当する場合（支給単位期間の中途においてその月の翌月以降に第一項第一号又は第二号に掲げる事由が生じた場合に限り。） イの規定に準じて人事委員会の定めるところにより得られた額

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 イ又はロの規定に準じて人事委員会の定めるところにより得られた額

第十七条の三 通勤手当（条例第十条第三項第二号に掲げる通勤手当を除く。）を支給される職員につき、月（特別急行列車等に係る通勤手当にあつては、出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなる月を除く。）の中途において支給規則第九条の二第一項各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に、当該通勤手当に係る支給単位期間（普通交通機関等に係る通勤手当にあつては条例第十条第二項第一号に規定する支給単位期間、自動車等に係る通勤手当にあつては第十六条の二第一項第二号に定める月、条例第十条第三項第一号に掲げる通勤手当にあつては同号に規定する支給単位期間をいう。）のうち当該月の分の額として人事委員会の定めるところにより得られた額からその額を支給規則第九条第一項に規定する日割計算（条例第十条第三項第一号に掲げる通勤手当にあつては、当該月の全日数を基礎とした日割による計算）により算定した額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を差し引いた額を返納させるものとする。

第十八条第一項中「月の一日から末日まで」を「支給単位期間に係る最初の月（自動車等に係る通勤手当にあつては、当該通勤手当が支給されることとなつていた月）の初日から末日までの期間の全日数にわたつて」に、「その月の」を「当該支給単位期間に係る」に改め、同条第二項を削る。

第十九条中「月額」を「額」に改める。

第二十条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「の実施」を「に定めるもののほか、通勤手当」に改める。

第一号様式を次のように改める。

(職員)の給与に関する条例附則第三項及び第四項の規定による通勤手当に関する規則の一部改正)

第二条 職員)の給与に関する条例附則第三項及び第四項の規定による通勤手当に関する規則(昭和五十三年香川県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高速艇に係る通勤手当に関する規則

第一条中「通勤手当」を「給与条例附則第三項の規定による通勤手当(以下「通勤手当」という。))」に改める。

第三条第一項中「任命権者(委任)」を「高速艇の利用について、任命権者(その委任)に改め、同項第二号を次のように改める。

二 通勤のため負担する高速艇の利用に係る特別料金等(給与条例第十条第三項に規定する特別料金等をいう。以下同じ。))の額に変更があつた場合

第三条第二項中「高速艇用通勤用定期乗船券(」を「通勤用定期乗船券(これに準ずるものを含む。))」に、「特別料金」を「特別料金等」に改める。

第四条中「一日」を「初日」に、「間」を「期間」に改める。

第五条第一項中「特別料金」を「特別料金等」に、「月額を次条の規定により」を「額を」に改め、同条第二項中「月額を次条の規定により」を「額を」に改める。

第六条から第八条までを次のように改める。

(支給単位期間)
第六条 給与条例附則第三項第一号の支給単位期間は、第三条第一項又は第二項の規定による届出に係る定期券の通用期間(当該届出がされた日以後の期間に限る。)(当

該定期券の通用期間が六箇月を超えるときは、人事委員会が別に定める期間)とする。

2 前項に定める期間の中途において地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすることその他人事委員会の定める事由が生ずることが前項に定める期間の初日において明らかである場合には、給与条例附則第三項第一号の支給単位期間は、前項の規定にかかわらず、同項に定める期間のうち当該事由が生ずることとなる日の前日までの期間とする。

3 前二項に定める期間の中途において、給与条例附則第三項第一号に掲げる通勤手当

の支給を受けている職員)にその額を変更すべき事実が生ずるに至つたことにより当該通勤手当の支給額が改定されることとなつたときの当該通勤手当に係る支給単位期間は、その事実の生じた日の前日に終了する。

4 給与条例附則第三項第二号の支給単位期間は、月の初日から末日までの期間とする。(特別料金等の額)

第七条 給与条例附則第三項第一号に規定する特別料金等の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

一 給与条例附則第三項第一号の支給単位期間が第三条第一項又は第二項の規定による届出に係る定期券の通用期間である場合 当該定期券の価額(特別料金等の額に相当する額に限る。)

二 前号に掲げる場合以外の場合 前号の規定に準じて人事委員会の定めるところにより得られた額

2 給与条例附則第三項第一号に規定する支給単位期間の月数は、第三条第一項又は第二項の規定による届出に係る定期券の通用期間の月数(前項第二号に掲げる場合にあつては、人事委員会が別に定める月数)とする。

3 給与条例附則第三項第二号に規定する特別料金等の額は、同号の支給単位期間における次の各号に掲げる高速艇の利用の区分に応じて当該高速艇の利用回数(当該各号に定める当該高速艇の利用に係る一回当たりの特別料金等の額に乘じて得た額の合計額)その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

一 高松港と土庄港との間に運航されている高速艇(発着時刻が二十時前であるものに限る。))の利用 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 給与条例附則第三項第二号の支給単位期間(同項第一号に掲げる通勤手当に係る同号の支給単位期間と重複する期間を除く。))に高松港と土庄港との間における高速艇を回数乗船券又は乗船券(定期券及び回数乗船券を除く。))により利用した場合 それぞれ当該回数乗船券の利用一回当たりの運賃の額(特別料金等の額に相当する額に限る。))又は五百十円

ロ 給与条例附則第三項第二号の支給単位期間(同項第一号に掲げる通勤手当に係

る同号の支給単位期間（当該支給単位期間に係る第三条第一項又は第二項の規定による届出に係る定期券が高松港と土庄港との間の往路又は復路のいずれかを通用区間とするものに限る。）と重複する期間に限る。）に高松港と土庄港との間における高速艇を回数乗船券又は乗船券（定期券及び回数乗船券を除く。）により利用した場合 イの規定に準じて人事委員会の定めるところにより得られた額

二 高松港と土庄港との間に運航されている高速艇（発着時刻が二十時以後であるものに限る。）を回数乗船券又は乗船券（回数乗船券を除く。）により利用した場合 それぞれ当該高速艇の利用区間に係る回数乗船券の利用一回当たりの運賃の額（特別料金等の額に相当する額に限る。）又は六百九十円

三 高松港と坂手港との間に運航されている高速艇を回数乗船券又は乗船券（回数乗船券を除く。）により利用した場合（次号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該回数乗船券の利用一回当たりの運賃の額（特別料金等の額に相当する額に限る。）又は七百三十円

四 高松港と坂手港との間に運航されている高速艇を乗船券により利用した場合（片道の乗船券を現金で購入することによりその料金の割引を受けた場合に限る。）人事委員会が別に定める額

五 高松港と草壁港との間に運航されている高速艇を回数乗船券又は乗船券（回数乗船券を除く。）により利用した場合 それぞれ当該回数乗船券の利用一回当たりの運賃の額（特別料金等の額に相当する額に限る。）又は四百九十円

4 給与条例附則第三項第二号に規定する人事委員会規則で定める額は、二万二千八百円（同号の支給単位期間に係る月の初日から末日までの期間のうち同項第一号に掲げる通勤手当に係る同号の支給単位期間と重複する期間があるときは、二万二千八百円から当該同項第一号に掲げる通勤手当の額のうち当該重複する期間に係る通勤手当の額として人事委員会が定める額を差し引いた額）とする。

（支給日等）

第八条 通勤手当の支給日等、支給の始期及び終期並びに返納については、通勤手当に関する規則（昭和三十三年香川県人事委員会規則第四号）第十六条の二から第十七条

の三までの規定の例による。この場合において、同規則第十七条の二第三項第一号イ中「額の二分の一に相当する額」とあるのは「額」と、「二万円」とあるのは「二万二千八百円」と、「払戻金二分の一相当額」とあるのは「払戻金相当額」と、同号口中「払戻金二分の一相当額」とあるのは「払戻金相当額」と、同項第二号イ中「額の二分の一に相当する額」とあるのは「額」と、「二万円」とあるのは「二万二千八百円」とする。

第九条の見出しを「（雑則）」に改め、同条中「の実施」を「に定めるもののほか、通勤手当」に改める。

第一号様式中「職員の給与に関する条例附則第3項及び第4項の規定による通勤手当に関する規則」を「高速艇に係る通勤手当に関する規則」に改め、同様式「記入上の注意」4中「特別料金等並出額」を「特別料金等並出額」に改める。

第二号様式中「職員の給与に関する条例附則第3項及び第4項の規定による通勤手当に関する規則第4条」を「高速艇に係る通勤手当に関する規則第4条」に改め、同様式「記入上の注意」2中「職員の給与に関する条例附則第3項及び第4項の規定による通勤手当に関する規則第6条第3号」を「高速艇に係る通勤手当に関する規則第7条第3項第3号」に、「同条第4号」を「同項第4号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年四月一日（以下「基準日」といつ。）から施行する。

（通勤手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

2 基準日の前日において通勤のため特別急行列車等（通勤手当に関する規則第三条第二項に規定する特別急行列車等をいつ。以下同じ。）を利用することを同項又は同条第三項の規定により届け出た職員であつて当該特別急行列車等の利用に係る特別料金等（職員の給与に関する条例（昭和二十六年香川県条例第五号）第十条第三項に規定する特別料金等をいつ。以下同じ。）を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下この項において「定期券」といつ。）により負担していたものが、基準日以後も引き続き通勤のため当該特別急行列車等を利用し、かつ、当該特別急行列車等の利用に係る特別料金等を当該定期券により負担するときは、当該職員の当該特別急行列車等に係る通

勤手当の基準日を含む職員の特給に關する条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第九号）による改正後の職員の特給に關する条例（以下「改正後の条例」といふ。）第十条第三項第一号に規定する支給単位期間は、第一条の規定による改正後の通勤手当に關する規則第十五条の二第一項から第三項までの規定にかかわらず、基準日から職員の特給等の支給に關する規則の一部を改正する規則（平成十七年香川県人事委員会規則第八号）による改正前の職員の特給等の支給に關する規則（昭和二十七年香川県人事委員会規則第四号）（以下「改正前の支給規則」といふ。）（第二十条の三の規定による計算期間の末日までの期間とし、当該支給単位期間に係る当該通勤手当の額は、第一条の規定による改正後の通勤手当に關する規則第十六条第一項の規定にかかわらず、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る改正前の支給規則第二十條の三の規定による計算期間に係る第一条の規定による改正前の通勤手当に關する規則第十六条及び改正前の支給規則第二十條の四第二項の規定による通勤手当の額から当該通勤手当の額のうち平成十六年度分の額を差し引いた額とする。

（職員の特給に關する条例附則第三項及び第四項の規定による通勤手当に關する規則の一部改正に伴う経過措置）

3 基準日の前日において通勤のため高速艇（第二条の規定による改正前の職員の特給に關する条例附則第三項及び第四項の規定による通勤手当に關する規則（以下「改正前の規則」といふ。）（第二条に規定する高速艇をいふ。以下同じ。）（高松港と土庄港との間に運航されている高速艇）発着時刻が二十時前であるものに限る。）（を）利用することを改正前の規則第三条第一項又は第二項の規定により届け出ていた職員であつて当該高速艇の利用に係る特別料金等を通勤用定期乗船券（これに準ずるものを含む。以下この項において「定期券」といふ。）により負担していたものが、基準日以後も引き続き通勤のため当該高速艇を利用し、かつ、当該高速艇の利用に係る特別料金等を当該定期券により負担するときは、当該職員の当該高速艇に係る通勤手当の基準日を含む改正後の条例附則第三項第一号の支給単位期間は、第二条の規定による改正後の高速艇に係る通勤手当に關する規則第六条第一項及び第二項の規定にかかわらず、基準日から改正前の支給規則第二十條の七第一項において準用する改正前の支給規則第二十條の三

の規定による計算期間の末日までの期間とし、当該支給単位期間に係る当該通勤手当の額は、第二条の規定による改正後の高速艇に係る通勤手当に關する規則第七条第一項の規定にかかわらず、当該高速艇に係る通勤手当に係る改正前の支給規則第二十條の七第一項において準用する改正前の支給規則第二十條の三の規定による計算期間に係る改正前の規則第六条及び改正前の支給規則第二十條の七第一項において読み替へて準用する改正前の支給規則第二十條の四第二項の規定による通勤手当の額から当該通勤手当の額のうち平成十六年度分の額を差し引いた額とする。

農林漁業改良普及手当に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十三号

農林漁業改良普及手当に關する規則の一部を改正する規則

農林漁業改良普及手当に關する規則（昭和二十九年香川県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林漁業普及指導手当に關する規則

第一条中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第二条中「者は」を「ものは」に改め、同条第一号中「第十四條の二第二項、第三項又は第五項」を「第八條第二項各号」に改め、同条第二号中「第八十七條第二項又は第三項」を「第八十七條第二項各号」に改め、同条第三号中「、蚕業若しくは開拓普農」及び「、蚕業又は開拓普農」を削る。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（支給の割合）

第三条 給与条例第十一条の四第二項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 給与条例第十一条の四第一項第一号に掲げる職員で、農業改良助長法第八条第二項

第一号に掲げる職務に専ら従事するもの 百分の八

二 給与条例第十一条の四第一項第一号に掲げる職員(前号に掲げるものを除く) 百分の十二

三 給与条例第十一条の四第一項第二号に掲げる職員で、森林法第八十七条第二項第一号に掲げる職務に専ら従事するもの 百分の八

四 給与条例第十一条の四第一項第二号に掲げる職員(前号に掲げるものを除く) 百分の十二

五 給与条例第十一条の四第一項第三号に掲げる職員で、第一号及び第三号に掲げる職員が行う職務に相当する職務に専ら従事するもの 百分の八

六 給与条例第十一条の四第一項第三号に掲げる職員(前号に掲げるものを除く) 百分の十二

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十四号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年香川県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中 「本庁部長」を「本庁部長 局長」に改め、「危機管理監」及び

「消防学校長」を削り、「副出納長」を「出納局長」に、「小豆総合事務所長」を「小豆文書館長」に改め、「大阪事務所長」を「大阪事務所長 消費

総合事務所長 生活センター所長」に、「大阪事務所長」を「大阪事務所長 東讃土地改良事務所長」に、「坂出土木事

務所長」を「中讃土木事務所長」に改め、「が百分の二十五」の下に「である職及び百分

の十五」を加え、「百分の二十二又は」及び「、同欄に掲げる割合が百分の十五である職にあつては規則別表の支給割合が百分の二十である場合」を削る。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十五号

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当に関する規則(平成八年香川県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

災害派遣手当等に関する規則

第一条中「災害派遣手当」の下に「及び武力攻撃災害等派遣手当(以下「災害派遣手当等」という。)」を加える。

第二条の見出し中「災害派遣手当」を「災害派遣手当等」に改め、同条中「第十五条の二第二項」の下に「(同条第五項においてその例によることとされる場合を含む。)」を加える。

第三条中「災害派遣手当」を「災害派遣手当等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十六号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年香川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条の五第五項を次のように改める。

5 第九条の三第三項の規定は、第一項の規定による請求について準用する。

第九条の五第九項中、「第五項」を「第九条の三第三項」に改める。

第九条の六中、「第四項第四号」を「第四項第三号及び第四号」に、「第六項第四号及び」を「第六項第三号及び第四号並びに」に、「第九条の三第四項（第二号を除く。）及び前

条第六項（第二号を除く。）を「第九条の三第四項第一号及び前条第六項第一号」に、「前項第一号から第三号まで」を「前項第一号又は第二号」に改める。

第十五条第九号中、「含む。」の下に「次号及び第十一号において同じ。」を、「半日」

の下に「若しくは時間」を加え、「日」を「時間」に改め、同号ただし書中「三日」の下に「（再任用短時間勤務職員にあつては、二十四時間に条例第二条第二項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を四十で除して得た数を乗じて得た時間数（その時間数

に一時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数）」を加え、同条中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、同条第十七号中、「（昭和四十年法律第四百十一号）」を削り、同号を同条第十八号とし、同条第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十号中

「中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をいう。）を、職員が、職員の父母、配偶者若しくは子（職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）をいう。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。）を行い、

又はその子が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項若しくは結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第十三条第四項に規定する予防接種（同項に規定するツベルクリン反応検査を含む。）を、学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第四条に

規定する健康診断若しくは母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条第一項若しくは第十三条に規定する健康診査を受ける際に介助」に改め、「半日」の下に「若しくは時間」を、「日」の下に「又は時間」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第九号

の次に次の一号を加える。

十 職員の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間（医師の診断により、その期間の経過後において引き続き産後の休養を必要とする場合にあっては、二週間を超えない範囲内で必要と認める期間を加えた期間）にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育を行う場合、その都度必要と認める日又は半日若しくは時間（再任用短時間勤務職員にあつては、時間）。ただし、当該期間内において五日（再任用短時間勤務職員にあつては、四十時間に条例第二条第二項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を四十で除して得た数を乗じて得た時間数）を限度とする。

第二十一条第一項中「当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一週間前の日までに」を「あらかじめ」に改める。

第二十二條第一項に次のただし書を加える。

ただし、介護休暇の請求があつた場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があつた日から起算して一週間を経過する日（以下この項において「一週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、一週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

別表第二父母の配偶者又は配偶者の父母の項中「場合」の下に「又は職員若しくは職員の配偶者が喪主となる場合」を加える。

第二号様式中

1 回 equal した。を 2 副任の職務が兼任した日、に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年四月一日（以下「基準日」という。）から施行する。

2 改正後の第十五条第九号ただし書の出産予定日前一週間以内及び出産の日以後二週間以内の期間（当該期間の初日を除く。）に基準日がある職員で、基準日前の当該期間に

改正前の第十五条第九号の特別休暇を使用したものについては、当該特別休暇を使用した一暦日につき、使用した時間が半日以内の場合は半日、半日を超える場合は一日（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、当該特別休暇を使用した一暦日につき一日とし、当該使用した日数に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年香川県条例第九号）第二条第二項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を五で除して得た数を乗じて得た時間数（その時間数に一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間数）の改正後の第十五条第九号の特別休暇を使用したものとみなす。

3 基準日前に改正前の第十五条第十号の特別休暇を使用した職員については、当該特別休暇を使用した一暦日につき、使用した時間が半日以内の場合は半日、半日を超える場合は一日（再任用短時間勤務職員にあつては、当該特別休暇を使用した一暦日につき一日）の改正後の第十五条第十一号の特別休暇を使用したものとみなす。

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十七号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則
不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和五十九年香川県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第七項」を「第八条第八項」に改める。
第四十三条第二項中「三月」を「六月」に、「うえ」を「上」に改める。
第四十八条第一号を削り、同条第二号中「前号に掲げるものを除くほか、」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とする。

附則

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
2 改正後の第四十三条第二項の規定は、改正前の第四十三条第二項に規定する期間がこ

の規則の施行の日以後に満了する再審の請求について適用する。

人事委員会告示

香川県人事委員会告示第一号
平成十二年香川県人事委員会告示第三号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日以後に実施する試験について適用する。
平成十七年三月三十日

香川県人事委員会告示第二号

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦
本文中「香川県個人情報保護条例（平成十一年香川県条例第一号）第二十条第一項」を「香川県個人情報保護条例（平成十六年香川県条例第五十七号）第二十七条第一項」に改める。

香川県人事委員会告示第三号
給料表別、級別職務分類表（昭和六十年香川県人事委員会告示第三号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。
平成十七年三月三十日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

別表第一の十一級の部知事の事務部局の項中
局長 「本庁部長」を「本庁部長」に改め、「危機管理監」及び
消防学校長
文書館長
を削り、同表十級の部知事の事務部局の項中「危機管理監」を削り、「副出納長」を
副出納長
に改め、「消防学校長
文書館長」及び「出納局長
文書館長」を削り、「県税事務所長」を
消費生活センター所長
に、「大阪農薬大学校長」を削り、「県税事務所長」を
県税事務所長
に、「大阪事務所長」を削り、「東讃土地改良事務所長」を削り、「坂出土木事務所長」を「中讃土木事務所長」に改め、同部教育委員会の事務部局の項中「教育次長」を「教育次長
政策調整監」に改め、同

